

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年12月25日 06時05分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港西方沖 酒田港第2北防波堤南灯台から真方位268°23.4海里（M）付近 （概位 北緯38°55.6′ 東経139°17.5′）
事故の概要	漁船第二十八新生丸及び漁船貴宝丸は、共に西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十八新生丸、19トン AM2-5316（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 貴宝丸、12トン AM2-5344（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷、いか釣り機に破損 B 後部マストに曲損、いか釣り機の脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.5～3.0m 日出時刻：06時59分ごろ 酒田市には、平成30年12月23日18時21分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、法定灯火のほか作業灯4個を点灯し、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進中、船長Aが、レーダーのガードリング機能（他船などが設定した距離環内に接近したときに警報を発する機能）を1Mに設定したので、他船が1M以内に接近すれば警報が鳴って気付くと思い、操舵室の床に船尾方を向いて座っていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、法定灯火のほか作業灯4個を点灯し、約9knの速力で西進中、船長Bが、操舵室右舷側で椅子に腰を掛けて船首方の見張りを行っていたところ、船尾方から接近してきたA船と衝突した。 A船及びB船のレーダーは、本事故当時、波が高く、画面の中心付近に海面反射による映像が出現していたので、海面反射の影響を少な

	<p>くする調整が行われていた。</p> <p>船長Aは、レーダーの海面反射の影響を少なくする調整が効き過ぎてB船を探知することができず、ガードリング機能が作動しなかったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、西進中、船長Aが、他船が接近すればレーダーのガードリング機能の警報が鳴って気付くと思い、操舵室の床に船尾方を向いて座りながら航行を続けたことから、前路を同航するB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、西進中、船長Bが、操舵室右舷側で椅子に腰を掛けて船首方を見ながら航行を続けたことから、船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船及びB船が共に西進中、船長Aが、他船が接近すればレーダーのガードリング機能の警報が鳴って気付くと思い、操舵室の床に船尾方を向いて座りながら航行を続け、また、船長Bが、操舵室右舷側で椅子に腰を掛けて船首方を見ながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・荒天時は、海面反射を少なくするため、レーダーの調整を適切に行うこと。